

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社における資格取得日を昭和47年2月29日とし、申立期間の標準報酬月額を同年2月から同年12月までは3万6,000円、48年1月から同年12月までは5万2,000円、49年1月及び同年2月は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月29日から49年3月8日まで

私は、昭和46年4月1日から50年3月20日までA社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社における複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないが、A社における申立期間当時の複数の同僚が給料支払明細書を保有しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿では、同社は、B市において、昭和41年11月16日付けで申立期間当時の厚生年金保険法第6条第2項の規定により厚生年金保険の任意適用事業所となっており、47年2月29日付けで、移転による社会保険事務所（当時）の管轄の変更を理由に適用事業所ではなくなった後、49年3月8日付けで再度、C市において任意適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

このことについて、当該事業所は、当時のことが分かる人物がおらず、資料等

も無いため不明としているが、申立期間当時、移転のために管轄社会保険事務所が変わる場合には、一旦、厚生年金保険の適用事業所でなくする手続きを採る必要があったことは、事業所別被保険者名簿の「全喪の理由」欄に「移転」と記載されていることから確認できる（その後、当該事業所における申立人の同僚について、地方第三者委員会のあっせんにより資格取得日に係る記録が昭和 47 年 2 月 29 日に変更されていることから、同社の厚生年金保険適用年月日は、平成 22 年 10 月 25 日付けで、昭和 47 年 2 月 29 日に変更されている。）。

また、申立期間当時の厚生年金保険法第 8 条第 2 項において、厚生年金保険の任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、被保険者の 4 分の 3 以上の同意を得て都道府県知事の認可を受けなければならないと規定しているところ、事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に昭和 47 年 2 月 29 日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる同僚で、49 年 3 月 8 日付けで再度資格を取得している 12 人のうち 11 人に照会し、回答が得られた 7 人のうち 6 人が、「会社から社会保険を脱退する旨の説明を受けたり、また、同意を求められたりしたことはなかった。」と回答していることからすると、上記の被保険者の同意を得ていなかったものと推認できる上、申立期間において、申立人の複数の同僚について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことからみても、当該事業所は、事業所移転時において、適用事業所でなくする意思は無かったことがうかがえる。

これらのことから判断して、申立期間は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではない期間であるが、被保険者の利益保護の観点から規定されている厚生年金保険法第 8 条第 2 項の趣旨からすると、申立人の給与から控除されていたと推認できる厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすることが妥当である。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、昭和 47 年 2 月から同年 12 月までの期間については、申立人と同時入社と同僚の記録が 46 年 10 月から 47 年 12 月まで変わらないことが確認できることから、申立人の 46 年 10 月から 47 年 1 月までの標準報酬月額が 3 万 6,000 円と変わらないことから、3 万 6,000 円に、48 年 1 月から同年 12 月までの期間については、同時入社と同僚二人の当該期間の標準報酬月額が 5 万 2,000 円であることが確認できることから、同額の 5 万 2,000 円に、49 年 1 月及び同年 2 月については、同時入社と同僚一人の標準報酬月額が同年 1 月から同年 12 月までは同額となっており、申立人の同年 3 月から同年 12 月までの標準報酬月額が 7 万 2,000 円と記録されていることから、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所とされていなかったことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 2 月から 49 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に

係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成13年9月の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額の記録については、平成16年5月31日は30万3,000円、19年5月31日は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年9月1日から同年10月1日まで
② 平成16年5月31日
③ 平成19年5月31日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、標準報酬月額が相違している。また、申立期間②及び③については、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間①、②及び③に係る給料明細書、給料支払明細書（賞与）及び精算手当支払明細書を提出するので私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から平成13年9月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料を除く。)を納付したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人から提出された給料支払明細書(賞与)により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(30万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成16年5月31日の賞与については、「30万3,000円で届出をしたと思う。」と回答しているが、オンライン記録によると、申立期間のA社の被保険者全員に賞与の記録が無いことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、申立人から提出された精算手当支払明細書により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与23万円の支払を受けているものの、同明細書において控除された厚生年金保険料は9,810円であり、当該保険料に基づく標準賞与額は13万4,000円である。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された精算手当支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③は13万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成19年5月31日の賞与については、「13万円で届出をしたと思う。」と回答しているが、オンライン記録によると、申立期間の当該事業所の被保険者全員に賞与の記録が無いことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 921

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで
私が勤務していたA社において、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与よりも低く記録されていることが分かった。
この標準報酬月額は誤りなので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

一方、申立人から提出された申立期間の一部に係る給与明細書、預金通帳の写し及びB市発行の市・県民税所得課税証明書において推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成 17 年 4 月から 18 年 3 月までは 20 万円、同年 4 月から 20 年 3 月までは 11 万 8,000 円であるところ、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、17 年 4 月から 18 年 8 月までは 12 万 6,000 円、同年 9 月から 20 年 3 月までは 11 万 8,000 円となっており、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 922 (事案 402 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 4 月 1 日から 5 年 9 月 1 日まで
② 平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 31 日まで

私が代表取締役であったA社において、厚生年金保険の標準報酬月額が申立期間①は受給していた報酬月額より低く記録されている。

また、申立期間②は標準報酬月額の記録が低く訂正されていることが分かった。

このような届出を行った覚えは無いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、実際に支払われていた報酬月額に対し、オンライン記録の標準報酬月額が低額に記録されていると申し立てている。

しかしながら、申立人が代表取締役を務めていたA社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は 16 万円と記録されており、遡及して訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成14年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、その約2か月後の15年1月9日付けで、申立人の標準報酬月額に係る記録について、12年10月から13年9月までの期間は41万円が20万円に、同年10月から14年9月までの期間は59万円が20万円に訂正されていることが確認できるが、i) 申立人の供述及び当該事業所に係る滞納処分票の記録から、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険料を含む社会保険料の支払に苦慮していたことがうかがえること、ii) 当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の申立人の給与について、社会保険事務所(当時)の担当官が、実態に合わせた報酬の届出をするよう指導していることがうかがえること、iii) 申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出及び健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届の提出について、自らが行ったと供述しているところ、両届の処理年月日はともに15年1月9日となっており、当該記録は申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正処理年月日と一致していることを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額に係る記録が遡って訂正処理されていることについて、申立人の何らかの関与があったものと考えられる上、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできないことを理由として、既に21年8月12日付けで当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、平成12年分から14年分までの所得税の確定申告書及び平成9年から14年までの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を提出しているが、当該資料については前回の申立ての際、審議資料として当委員会において既に収集の上、審議済みである。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。